

新旧対照表

○林地開発許可申請の手引

改正案	現行
<p>○表紙</p> <p style="text-align: center;">森林法に基づく 林地開発許可申請の手引</p> <p style="text-align: center;">その1</p> <p style="text-align: center;">I 林地開発許可制度</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年4月</u></p> <p style="text-align: center;">長野県林務部森林づくり推進課</p> <p>○その1</p> <p style="text-align: center;">1 長野県林地開発許可制度の概要</p> <p>略</p> <p>3 許可の対象となる開発行為 許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為」で人格、時期、実施個所の相違にかかわらず一体性を有する形質変更行為を対象とします。</p> <p>(1) 道路だけをつくる場合は、幅員が3メートルを超え、かつ、その開発面積が1ヘクタールをこえるもの（路肩部分及び屈曲部待避所として必要な拡幅部分を除く。）</p> <p>(2) <u>太陽光発電設備の設置の行為にあっては、土地の面積0.5ヘクタールをこえるもの</u></p> <p>(3) <u>その他の行為にあっては、土地の面積1ヘクタールをこえるもの</u></p> <p>略</p>	<p>○表紙</p> <p style="text-align: center;">森林法に基づく 林地開発許可申請の手引</p> <p style="text-align: center;">その1</p> <p style="text-align: center;">I 林地開発許可制度</p> <p style="text-align: center;"><u>令和3年4月</u></p> <p style="text-align: center;">長野県林務部森林づくり推進課</p> <p>○その1</p> <p style="text-align: center;">1 長野県林地開発許可制度の概要</p> <p>略</p> <p>3 許可の対象となる開発行為 許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為」で人格、時期、実施個所の相違にかかわらず一体性を有する形質変更行為を対象とします。</p> <p>(1) 道路だけをつくる場合は、幅員が3メートルを超え、かつ、その開発面積が1ヘクタールをこえるもの（路肩部分及び屈曲部待避所として必要な拡幅部分を除く。）</p> <p>(2) <u>その他の行為にあっては、土地の面積1ヘクタールをこえるもの</u></p> <p>略</p>

改正案	現行
<p><参考></p> <p>1 伐採の届出（森林法第10条の8） 地域森林計画の対象とされている森林の立木を伐採するときは、あらかじめ（伐採を開始する日の90日前から30日前まで）市町村長に伐採届書を提出しなければなりません。ただし、<u>林地の開発許可</u>を受けて伐採する場合等は、この手続きは不要です。連絡調整の場合又は、<u>林地開発の面積が1ヘクタール以下の場合等は必要</u>となります。</p> <p style="text-align: center;">2 林地開発許可制度の体系図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 許可を必要とするもの（10条の2第1項） 対象 地域森林計画の対象となっている民有林 （保安林・保安施設地区・海岸保全区域を除く。） 規模 政令で定める規模をこえるもの （1ha、<u>太陽光は0.5ha</u>） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 罰則（206条） 1 無許可 2 監督処分命令違反 3 年以下の<u>拘禁刑</u> または 300万円以下の罰金 </div> <p>3 林地開発許可制度関係法令等 ○ 森林法（抄） [昭和26年6月26日 法律第249号] 最終改正 [令和4年6月17日 法律第68号]</p> <p>略</p> <p>第八章 罰則 第二百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の<u>拘禁刑</u>又は三百万円以下の罰金に処する。 一 第十条の二第一項の規定に違反し、開発行為をした者</p>	<p><参考></p> <p>1 伐採の届出（森林法第10条の8） 地域森林計画の対象とされている森林の立木を伐採するときは、あらかじめ（伐採を開始する日の90日前から30日前まで）市町村長に伐採届書を提出しなければなりません。ただし、<u>林地の開発許可</u>を受けて伐採する場合等は、この手続きは不要です。連絡調整の場合又は、<u>林地開発の面積が1ヘクタール以下の場合等は必要</u>となります。</p> <p style="text-align: center;">2 林地開発許可制度の体系図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 許可を必要とするもの（10条の2第1項） 対象 地域森林計画の対象となっている民有林 （保安林・保安施設地区・海岸保全区域を<u>を除く。</u>） 規模 政令で定める規模をこえるもの （1ha） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 罰則（206条） 1 無許可 2 監督処分命令違反 3 年以下の<u>懲役</u> または 300万円以下の罰金 </div> <p>3 林地開発許可制度関係法令等 ○ 森林法（抄） [昭和26年6月26日 法律第249号] 最終改正 [令和2年6月10日 法律第41号]</p> <p>略</p> <p>第八章 罰則 第二百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の<u>懲役</u>又は三百万円以下の罰金に処する。 一 第十条の二第一項の規定に違反し、開発行為をした者</p>

改正案	現行
<p>二 第十条の三の規定による命令に違反した者 略</p> <p>○ 森林法施行令（抄） [昭和26年 7月31日 政令第276号] 最終改正 [令和4年 9月22日 政令第312号]</p> <p>（開発行為の規模）</p> <p>第二条の三 法第十条の二第一項 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。</p> <p>一 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が一ヘクタールで、かつ、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員三メートル</p> <p>二 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積 ○・五ヘクタール</p> <p>三 前二号に掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積一ヘクタール</p> <p>○ 森林法施行規則（抄） [昭和26年 8月 1日 農林省令第54号] 最終改正 [令和4年 9月30日 農林水産省令第56号]</p> <p>（開発行為の許可の申請）</p> <p>第四条 法第十条の二第一項 の許可を受けようとする者は、申請書に<u>次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。</u></p> <p>一 <u>開発行為に係る森林の位置図及び区域図</u></p> <p>二 <u>開発行為に関する計画書</u></p> <p>三 <u>開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類</u></p> <p>四 <u>許可を受けようとする者（独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第28号）第一条 に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであつ</u></p>	<p>二 第十条の三の規定による命令に違反した者 略</p> <p>○ 森林法施行令（抄） [昭和26年 7月31日 政令第276号] 最終改正 [平成30年11月21日 政令第320号]</p> <p>（開発行為の規模）</p> <p>第二条の三 法第十条の二第一項 の政令で定める規模は、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が一ヘクタールを<u>超えるものにあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員三メートルとし、その他の行為にあつては土地の面積一ヘクタールとする。</u></p> <p>○ 森林法施行規則（抄） [昭和26年 8月 1日 農林省令第54号] 最終改正 [令和2年12月21日 農林水産省令第83号]</p> <p>（開発行為の許可の申請）</p> <p>第四条 第十条の二第一項 の許可を受けようとする者は、申請書<u>（二通）に開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。</u></p> <p>（新設）</p> <p>二 開発行為に関する計画書</p> <p>二 開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類</p> <p>三 許可を受けようとする者（独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第28号）第一条 に規定する独立行政法人等を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記事項証明書、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類</p>

改正案	現行
<p>て氏名及び住所を証する書類</p> <p>五 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）</p> <p>六 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類 （開発行為の許可を要しない事業）</p> <p>第五条 法第十条の二第一項第三号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。</p> <p>一～ （略）</p> <p style="text-align: center;">森林法施行細則 昭和35年4月18日 長野県規則第25号 （最終改正：令和5年3月23日規則第9号）</p> <p>目次 略</p> <p>第2章 林地開発許可 （許可申請書の添付書類）</p> <p>第3条 省令第4条第1号に規定する位置図及び区域図は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 省令第4条第2号に規定する開発行為に関する計画書の内容は、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 開発行為に係る事業又は施設の名称</p> <p>(2) 開発対象区域の面積</p> <p>(3) 開発対象区域内現況図及び流域現況図</p> <p>(4) 行為の形態別の施工区域、法（のり）面の位置、施設又は工作物の種類ごとの位置及び残置し、又は造成する森林又は緑地の区域を示す利用計画図</p> <p>(5) 法（のり）面の高さ、勾配及び土質、施工前の地盤面並びに法（のり）面保護の方法を示す図面</p>	<p>(新設)</p> <p>(開発行為の許可を要しない事業)</p> <p>第五条 第十条の二第一項第三号の農林水産省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。</p> <p>一～ （略）</p> <p style="text-align: center;">森林法施行細則 昭和35年4月18日 長野県規則第25号 （最終改正：令和3年3月29日規則第53号）</p> <p>目次 略</p> <p>第2章 林地開発許可 （許可申請書の添付書類）</p> <p>第3条 省令第4条に規定する位置図及び区域図は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>(6) 切土、盛土又は捨土の工法及び土量</p> <p>(7) 防災施設等の設計図及び設計根拠</p> <p>(8) 建設物等の概要図</p> <p>(9) 残置する森林又は緑地の地番及び面積、造成する森林又は緑地の位置、面積、植栽樹種、植栽本数等並びにこれらの森林又は緑地の維持管理方法</p> <p>(10) 一時的利用の場合には、利用後の原状回復方法</p> <p>(11) 工事の実施工程</p> <p><u>(12) 開発行為に係る事業の全体計画及び期別計画</u></p> <p><u>(13) 防災施設の維持管理方法</u></p> <p>3 省令第4条第3号に規定する書類には、同意した者の印鑑証明書を添付しなければならない。</p> <p>4 省令第4条第6号に規定する開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類は、次に掲げるものとする。</p> <p><u>(1) 資金計画書</u></p> <p><u>(2) 開発行為に要する資金の調達方法を証する書類</u></p> <p><u>(3) 法人にあつては、貸借対照表、損益計算書その他の当該法人の経営状況を確認できる書類</u></p> <p><u>(4) 納税証明書</u></p> <p><u>(5) 事業経歴書</u></p> <p><u>(6) 法人にあつては、定款その他の基本約款</u></p> <p><u>(7) その他知事が必要と認める書類</u></p> <p>第4条 削除</p>	<p>(新設)</p> <p>第4条 省令第4条第1号に規定する開発行為に関する計画書の内容は、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 開発行為に係る事業又は施設の名称</p> <p>(2) 開発対象区域の面積</p> <p>(3) 開発対象区域内現況図及び流域現況図</p> <p>(4) 行為の形態別の施工区域、法(のり)面の位置、施設又は工作物の種類ごとの位置及び残置し、又は造成する森林又は緑地の区域を示す利用計画図</p> <p>(5) 法(のり)面の高さ、勾配及び土質、施工前の地盤面並びに法(のり)面保護の方法を示す図面</p> <p>(6) 切土、盛土又は捨土の工法及び土量</p> <p>(7) 防災施設等の設計図及び設計根拠</p>

改 正 案	現 行
<p>(開発行為の計画変更)</p> <p>第4条の2 略</p> <p>2 前項の提出書類については、第3条に規定する書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則による改正前の森林法施行細則の規定に基づいて交付されている身分を示す証明書は、この規則による改正後の森林法施行細則の規定に基づいて交付されたものとみなす。</p> <p>(様式第1号) (第4条の2関係)</p> <p>略</p> <p>(備考) <u>1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数点第4位まで記載すること。</u></p> <p><u>2 開発行為の施工体制に変更がある場合は、変更後の施工者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。</u></p> <p>(様式第2号) から (様式第8号) まで 略</p>	<p>(8) 建設物等の概要図</p> <p>(9) 残置する森林又は緑地の地番及び面積、造成する森林又は緑地の位置、面積、植栽樹種、植栽本数等並びにこれらの森林又は緑地の維持管理方法</p> <p>(10) 一時的利用の場合には、利用後の原状回復方法</p> <p>(11) 工事の実施工程</p> <p><u>(12) 開発行為に要する資金の額及びその調達方法</u></p> <p><u>(13) 開発行為に係る事業の全体計画及び期別計画</u></p> <p>2 省令第4条第2号に規定する書類には、同意した者の印鑑証明書を添付しなければならない。</p> <p>(開発行為の計画変更)</p> <p>第4条の2 略</p> <p>2 前項の提出書類については、第3条及び第4条に規定する書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則による改正前の森林法施行細則の規定に基づいて交付されている身分を示す証明書は、この規則による改正後の森林法施行細則の規定に基づいて交付されたものとみなす。</p> <p>(様式第1号) (第4条の2関係)</p> <p>略</p> <p>(備考) 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数点第4位まで記載すること。</p> <p>(様式第4号) から (様式第8号) まで 略</p>

改正案

現行

(様式第9号) (第18条関係)
(職員用)

(第1面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
職 名	写 真		
氏 名			
生年月日	年	月	日生
	年	月	日交付
	年	月	日限り有効
長野県知事	印		

(様式第9号) (第18条関係)
(職員用)

(表)

身 分 証 明 書		第 号
写 真	職 名	年 月 日交付 年 月 日限り有効
	氏 名	
<p>上記の者は、森林法第188条第2項又は第3項の規定により、他人の森林に立ち入って調査等をする職員であることを証する。</p> <p style="text-align: right;">長野県知事</p>		

改正案

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項	該当の有無

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

(委任した者用)

略

現行

(裏)

森林法抜粋

(立入調査等)

第188条(略)

- 2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入つて、測量又は実地調査をさせることができる。
- 3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入つて、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。
- 4 前2項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。
- 5 第2項及び第3項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 6 国、都道府県又は市町村は、第2項又は第3項の規定による処分によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(委任した者用)

略

改 正 案	現 行
<p>略</p> <p>長野県林地開発事務取扱要領等</p>	<p>略</p> <p>長野県林地開発事務取扱要領等</p>
<p>略</p> <p>長野県林地開発許可事務取扱要領</p>	<p>略</p> <p>長野県林地開発許可事務取扱要領</p>
<p>最終改正令和5年3月〇日</p>	<p>最終改正令和3年3月26日</p>
<p>第1章 総 則</p>	<p>第1章 総 則</p>
<p>略</p> <p>第2章 許可制の適用される開発行為</p>	<p>略</p> <p>第2章 許可制の適用される開発行為</p>
<p>略</p> <p>(事前協議)</p>	<p>略</p> <p>(事前協議)</p>
<p>第6 略</p>	<p>第6 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 局長は、開発行為者から事前協議があり、協議内容が適正と認められる場合は、林地開発事前協議結果通知書（様式第1号の4）により、開発行為者に通知するとともに、事務処理規則に従い知事に報告するものとする。</p>	<p>3 局長は、開発行為者から事前協議があり、協議内容が適正と認められる場合は、林地開発事前協議結果通知書（様式第1の4）により、開発行為者に通知するとともに、事務処理規則に従い知事に報告するものとする。</p>
<p>4 局長は、第1項の規定による協議において次の各号の一に該当するときは、計画の変更その他必要な措置を講ずるよう林地開発事前協議確認依頼書（様式第1号の3）により開発行為者を指導するものとする。その際、必要に応じて、学識経験者に意見を求めるものとする。</p>	<p>4 局長は、第1項の規定による協議において次の各号の一に該当するときは、計画の変更その他必要な措置を講ずるよう林地開発事前協議確認依頼書（様式第1の3）により開発行為者を指導するものとする。その際、必要に応じて、学識経験者に意見を求めるものとする。</p>
<p>なお、学識経験者による現地調査等が必要な場合は、林地開発に伴う現地調査等実施計画書（様式第1号の5）により部長へ報告するものとする。</p>	<p>なお、学識経験者による現地調査等が必要な場合は、林地開発に伴う現地調査等実施計画書（様式第1の5号）により部長へ報告するものとする。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>7 局長は事前協議の提出があつた場合、様式第1号の2により関係市町村長に事前協議書の写を送付するものとする。</p>	<p>7 局長は事前協議を行つた場合、様式第1号の2により関係市町村長に事前協議書の写を送付するものとする。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>第2節 許可申請書の添付書類</p>	<p>第2節 許可申請書の添付書類</p>
<p>(開発対象区域外及び地域森林計画対象民有林以外の土地の同意書)</p>	<p>(開発対象区域外及び地域森林計画対象民有林以外の土地の同意書)</p>
<p>第9 局長は、開発行為者が県規則第3条第2項第4号に定める施設又は工作物等を開発対象区域外又は地域森林計画対象民有林以外の土地に設置する場合は、省令第4条第2号に準じ、当該土地について利害関係を有する者の同意書を添付するよう指導するものとする。</p>	<p>第9 局長は、開発行為者が県規則第4条第1項第4号に定める施設又は工作物等を開発対象区域外又は地域森林計画対象民有林以外の土地に設置する場合は、省令第4条第2号に準じ、当該土地について利害関係を有する者の同意書を添付するよう指導するものとする。</p>
<p>2 前項の場合には、<u>県規則第3条第3項</u>の規定を準用する。</p>	<p>2 前項の場合には、<u>県規則第4条第2項</u>の規定を準用する。</p>

改正案	現行
(現況図)	(現況図)
第10 局長は、 <u>県規則第3条第2項第3号</u> に規定する開発対象区域内現況図に次の各号に掲げる事項を明示するよう開発行為者を指導するものとする。	第10 局長は、 <u>県規則第4条第1項第3号</u> に規定する開発対象区域内現況図に次の各号に掲げる事項を明示するよう開発行為者を指導するものとする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(流域現況図)	(流域現況図)
第11 局長は、 <u>県規則第3条第2項第3号</u> に規定する流域現況図に次の各号に掲げる事項を明示するよう開発行為者を指導するものとする。	第11 局長は、 <u>県規則第4条第1項第3号</u> に規定する流域現況図に次の各号に掲げる事項を明示するよう開発行為者を指導するものとする。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
(残置森林等の維持管理)	(残置森林等の維持管理)
第12 局長は、 <u>県規則第3条第2項第9号</u> に規定する残置し、又は造成する森林又は緑地の維持管理は、協定書により行うよう開発行為者を指導するものとする。(別記3協定例参照)	第12 局長は、 <u>県規則第4条第1項第9号</u> に規定する残置し、又は造成する森林又は緑地の維持管理は、協定書により行うよう開発行為者を指導するものとする。(別記3協定例参照)
2 略	2 略
(印鑑証明書)	(印鑑証明書)
第13 <u>県規則第3条第3項</u> の規定は、他法令に基づく許可申請書に印鑑証明書が添付されている場合には、その写しの添付で差支えないものとする。	第13 <u>県規則第4条第2項</u> の規定は、他法令に基づく許可申請書に印鑑証明書が添付されている場合には、その写しの添付で差支えないものとする。
略	
(工区別の許可申請)	(工区別の許可申請)
第19 局長は、工区別の許可申請にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するよう開発行為者を指導するものとする。	第19 局長は、工区別の許可申請にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するよう開発行為者を指導するものとする。
(1) 全体計画に係る関係書類等を <u>県規則第3条及び第4条</u> に規定するところにより提出すること。	(1) 全体計画に係る関係書類等を <u>県規則第3条及び第4条</u> に規定するところにより提出すること。
(2) <u>県規則第3条第2項第12号</u> に規定する期別計画は、次によること。	(2) <u>県規則第4条第1項第13号</u> に規定する期別計画は、次によること。
ア <u>県規則第3条第2項第4号</u> の利用計画図に工区割りを示す。	ア <u>県規則第4条第1項第4号</u> の利用計画図に工区割りを示す。
イ <u>県規則第3条第2項第2号</u> の開発対象区域の面積を工区別に示す。	イ <u>県規則第4条第1項第2号</u> の開発対象区域の面積を工区別に示す。
ウ 転用後の用途別面積を工区別に示す。	ウ 転用後の用途別面積を工区別に示す。
エ 施設の内容を工区別に示す。	エ 施設の内容を工区別に示す。
オ <u>県規則第3条第2項第11号</u> の工事の実施工程を工区別に示す。	オ <u>県規則第4条第1項第11号</u> の工事の実施工程を工区別に示す。
(3) 工区別の許可申請書には、該当する工区に係る前号イからオの書類を添付すること。	(3) 工区別の許可申請書には、該当する工区に係る前号イからオの書類を添付すること。
2 略	2 略
(工事の工程)	(工事の工程)
第20 局長は、 <u>県規則第3条第2項第11号</u> に規定する工事の実施工程の作成にあ	第20 局長は、 <u>県規則第4条第1項第11号</u> に規定する工事の実施工程の作成にあ

改正案	現行
<p>たつては、次の各号に掲げる事項に留意するよう開発行為者を指導するものとする。</p>	<p>たつては、次の各号に掲げる事項に留意するよう開発行為者を指導するものとする。</p>
<p>(1)～(3) 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(中止又は廃止)</p>	<p>(中止又は廃止)</p>
<p>第34 略</p>	<p>第34 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 県規則第4条の23第2項に規定する林地開発行為再開届出書の提出があった場合には、前2項の規定を準用する。<u>また、再開にあたり事業の実施予定期間の延長が必要な場合は、合わせて変更届を提出するよう指導する。</u></p>	<p>3 県規則第4条の23第2項に規定する林地開発行為再開届出書の提出があった場合には、前2項の規定を準用する。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(工事の完了)</p>	<p>(工事の完了)</p>
<p>第36 県規則第4条の10第1号に規定する工事完成図は土地利用計画出来形図とし、これを5,000分の1に縮小した縮小図とする。<u>また、合わせて森林計画図(5,000分の1)と重ね合わせた図面を提出するよう指導する。</u></p>	<p>第36 県規則第4条の10第1号に規定する工事完成図は土地利用計画出来形図とし、これを5,000分の1に縮小した縮小図とする。</p>
<p>2～6 略</p>	<p>2～6 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(国又は地方公共団体とみなされる法人)</p>	<p>(国又は地方公共団体とみなされる法人)</p>
<p>第52 次の各号に掲げる法人は、法第10条の2第1項第1号の国又は地方公共団体とみなす。</p>	<p>第52 次の各号に掲げる法人は、法第10条の2第1項第1号の国又は地方公共団体とみなす。</p>
<p>(1) 独立行政法人 都市再生機構</p>	<p>(1) 独立行政法人 都市再生機構</p>
<p>(2) 国立研究開発法人 <u>森林研究・整備機構</u></p>	<p>(2) 国立研究開発法人 <u>森林総合研究所森林整備センター</u></p>
<p>(3)～(6) 略</p>	<p>(3)～(6) 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(調整の終了及び開発行為の完了)</p>	<p>(調整の終了及び開発行為の完了)</p>
<p>第58 知事又は局長は、第56の協議の検討結果について、その旨を様式第28号により相手方機関に通知するものとする。</p>	<p>第58 知事又は局長は、第56の協議の検討結果について、その旨を様式第28号により相手方機関に通知するものとする。</p>
<p>2 知事又は局長は、開発行為の着手前30日前までに法第10条の8の伐採届を提出するよう指導するものとする。<u>なお、省令第14条第1号で定める工事は除く。</u></p>	<p>2 知事又は局長は、開発行為の着手前30日前までに法第10条の8の伐採届を提出するよう指導するものとする。</p>
<p>3</p>	<p>3</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p><u>附則</u></p>	<p></p>
<p><u>この要領は、令和5年4月1日から適用する。</u></p>	<p></p>

改 正 案	現 行
<p>標準様式 1 号</p> <p style="text-align: center;">開発計画概要書</p> <p>1～14 略</p> <p>15 施工者（設計者）の施工実績 別紙のとおり（<u>林地開発に係る実績を任意様式により添付する</u>）</p> <p>標準様式 2 号 略</p> <p>標準様式 3 号</p> <p style="text-align: center;">開発区域内の現況</p> <p>1 概況説明（具体的に記載する） (1)～(5) 略 <u>(6)その他（①降水量 ②降雪量）</u></p> <p>略</p> <p>標準様式 4 号～標準様式 6 号 略</p> <p>標準様式 7 号</p> <p style="text-align: center;">防災（代替）施設計画書</p> <p>1～2 略</p> <p>3 <u>防災施設の維持管理方法</u></p> <p>標準様式 8 号～標準様式 14 号 略</p> <p>（様式第 1 号）</p> <p style="text-align: center;">林地開発（変更）事前協議書</p> <p>略</p> <p>事業実施（予定）者 <u>課発行為に係る森林の所在場所</u> <u>開発行為に係る森林の土地の面積</u> 開発行為の目的 <u>開発行為の着手予定年月日</u> <u>開発行為の完了予定年月日</u> <u>開発行為の施工体制</u></p> <p>備考 【注意事項】 1～2 略</p>	<p>標準様式 1 号</p> <p style="text-align: center;">開発計画概要書</p> <p>1～14 略</p> <p>15 施工者（設計者）の施工実績 別紙のとおり（任意様式により添付する）</p> <p>標準様式 2 号 略</p> <p>標準様式 3 号</p> <p style="text-align: center;">開発区域内の現況</p> <p>1 概況説明（具体的に記載する） (1)～(5) 略</p> <p>略</p> <p>標準様式 4 号～標準様式 6 号 略</p> <p>標準様式 7 号</p> <p style="text-align: center;">防災（代替）施設計画書</p> <p>1～2 略</p> <p>標準様式 8 号～標準様式 14 号 略</p> <p>（様式第 1 号）</p> <p style="text-align: center;">林地開発（変更）事前協議書</p> <p>略</p> <p>事業実施（予定）者 <u>森林の所在場所</u> <u>森林の土地の面積</u> 開発行為の目的 <u>着手予定年月日</u> <u>完了予定年月日</u></p> <p>備考 【注意事項】 1～2 略</p>

改正案	現行
<p>3 <u>開発行為の施工体制の欄には、開発行為の施工者を記載するとともに、その施工者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施工者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを確約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>(様式第2号)</p> <p>大規模開発に伴う防災調整池について (通知)</p> <p>1～6 略</p> <p>7 添付書類</p> <p>(1) <u>第1項の当該地点の選定について河川管理者の同意書</u></p> <p>(2) <u>流域現況図 (流域の地形、河川の位置、ピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等を示す図面)</u></p> <p>(3) <u>洪水調節池等の位置及び構造等を示した図面</u></p> <p>(4) <u>集水区域を示した図面</u></p> <p>(5) <u>下流流下能力等の計算資料</u></p> <p>(6) <u>土地利用計画図</u></p> <p>(7) <u>その他別添のとおり</u></p> <p>(様式第3号の2)</p> <p>1 略</p> <p>2 森林の現況</p> <p>(1) 所有形態別人天別面積 略</p> <p>(2) 公益的機能別施業森林の面積</p> <p>機能区分</p> <p>①～③ 略</p> <p>④<u>保健・レクリエーション機能維持増進森林</u></p> <p>⑤<u>文化機能維持増進森林</u></p> <p>(3) 保安林等</p> <p>略</p> <p>3～12 略</p> <p>記載上の留意事項</p> <p>(番号1)～(番号3) 略</p> <p>(番号4)</p>	<p>(様式第2号)</p> <p>大規模開発に伴う防災調整池について (通知)</p> <p>1～6 略</p> <p>7 添付書類</p> <p>(1) <u>位置図</u></p> <p>(2) <u>流域現況図</u></p> <p>(3) <u>土地利用計画図</u></p> <p>(4) <u>下流流下能力計算資料</u></p> <p>(5) <u>その他別添のとおり</u></p> <p>(様式第3号の2)</p> <p>1 略</p> <p>2 森林の現況</p> <p>(1) 所有形態別人天別面積 略</p> <p>(2) 公益的機能別施業森林の面積</p> <p>機能区分</p> <p>①～③ 略</p> <p>④<u>保健機能維持増進森林</u></p> <p>⑤<u>木材生産機能維持増進森林</u></p> <p>(3) 保安林等</p> <p>略</p> <p>3～12 略</p> <p>記載上の留意事項</p> <p>(番号1)～(番号3) 略</p> <p>(番号4)</p>

改正案	現行
<p>1 地域森林計画等において定められている森林の有する機能別の森林面積を記載する。</p> <p><u>2 機能評価区分の評価でH（高）となっている森林を集計する。</u></p> <p>（番号5）～（その他） 略 （様式第4号）～（様式第6号） 略 （様式第7号） 林地開発（変更）許可申請審査調書（記載例）</p> <p>1 申請の概要</p> <p>略 開発行為をしようとする森林の現況 その他 降水量（降雪量） 略 開発行為に対する関係者の意見 市町村長の意見 <u>各種土地利用計画及びその策定に及ぼす影響</u> <u>森林の現に有する機能に対して及ぼす影響</u> <u>機能の高い森林の保全に及ぼす影響</u> その他（必要に応じて、区長等） 略 （様式第8号）～（様式第20号） 略 （様式第21号） 略</p> <p>1 <u>施工</u>を命ずる工事の場所（全地番を記載する） 略</p> <p>2 <u>施工</u>を命ずる工事の<u>内容</u>（工種ごとに具体的に記載する） 略</p> <p>5 命令に関する工事を<u>施工</u>するにあたっては、略 （様式第22号）～（様式第28号） 略</p>	<p>1 地域森林計画等において定められている森林の有する機能別の森林面積を記載する。</p> <p>（番号5）～（その他） 略 （様式第4号）～（様式第6号） 略 （様式第7号） 林地開発（変更）許可申請審査調書（記載例）</p> <p>1 申請の概要</p> <p>略 開発行為をしようとする森林の現況 その他 降水量（<u>積雪量</u>） 略 開発行為に対する関係者の意見 市町村長の意見 <u>土地利用計画上</u> <u>産業・観光行政施策上</u> <u>森林行政施策上（森林組合の意見を含む）</u> その他（必要に応じて、区長等） 略 （様式第8号）～（様式第20号） 略 （様式第21号） 略</p> <p>1 <u>施行</u>を命ずる工事の場所（全地番を記載する） 略</p> <p>2 <u>施行</u>を命ずる工事の<u>場所</u>（工種ごとに具体的に記載する） 略</p> <p>5 命令に関する工事を<u>施行</u>するにあたっては、略 （様式第22号）～（様式第28号） 略</p>

改正案	現行
<p>(様式第29号) (様式Ⅰ) <u>新規・変更許可処分実施状況</u></p> <p style="text-align: right;">年度 <u> </u> 地域振興局</p> <p style="text-align: center;">(単位 件数：件、面積：ha、発電容量：kw)</p> <p><u>表 修正</u></p> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>許可案件毎に記載し、「新規・変更の別」には新規許可案件の場合は「新規」、変更許可案件の場合は「変更」と記載すること。</u> 2 <u>開発行為の目的は別紙表1から選択すること。なお、1件の開発行為が多目的のものは、主要目的の1件の開発行為として記載すること。</u> 3 <u>処理状況は、「許可」「取下げ」「不許可」「処理中」から選択すること。</u> 4 <u>面積の数値は1件ごとに小数第2位を四捨五入して計上し、発電容量の数値は1件ごとに小数第1位を四捨五入し整数止めとして計上すること。</u> 5 <u>面積は、対象森林の面積及び開発行為に係る森林の面積を記載することとし、変更許可の場合は前回許可時からの増減面積を記載すること。</u> 6 <u>「再生可能エネルギー発電設備」欄は、開発行為の目的が再生可能エネルギー発電設備の場合のみ記載すること。</u> 7 <u>発電容量は申請時点の予定値でかまわない。</u> 8 <u>FITの設備認定を受けたものである場合、FIT認定欄に○を記載すること。</u> 9 <u>変更許可の事由は、「目的変更」「面積の増減」「その他」から主たる事由を選択して記載すること。</u> 10 <u>変更許可のうち「目的変更」の場合、変更許可前の開発行為の目的を記載すること。なお、開発行為の目的は別紙表1による。</u> 11 <u>風力基数のうち、一部がFIT認定外の場合は備考欄にその旨記載すること。</u> 12 <u>再生可能エネルギー発電設備に係る開発の内、事業実施主体が、居住地が海外にある外国法人又は外国人と思われる者はA、その他外資系企業※と思われる者はBを記載すること。</u> <p>※「外資系企業」とは、国外居住者若しくは外国法人による出資比率又は国外居住者の役員の比率が過半数を占める法人を指す。</p> <p>(様式Ⅱ) <u>変更許可処分実施状況 全部削除</u></p> <p style="text-align: right;">年度 <u> </u> 地域振興局</p> <p style="text-align: center;">(単位 件数：件、面積：ha)</p>	<p>(様式第29号) (様式Ⅰ) <u>新規許可処分実施状況</u></p> <p style="text-align: right;">年度 <u> </u> 地域振興局</p> <p style="text-align: center;">(単位 件数：件、面積：ha)</p> <p><u>表</u></p> <p>(注) 1 <u>用紙の大きさは日本産業規格A4判とすること。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2 <u>本表には新規の許可に係るものだけを記載すること。</u> 3 <u>面積欄には、開発行為に係る森林の面積を裸書で、また、対象森林の面積を()で記載すること。なお、数値は1件ごとに小数第1位を四捨五入し、整数止めとして計上すること。</u> 4 <u>新規許可処分欄の規模別の区分は、開発行為に係る森林の面積で行うこと。</u> 5 <u>1件の開発行為が多目的なものは、主要目的の1件の開発行為として記載すること。</u> 6 <u>前年度からの繰越欄の件数及び面積は、前年度報告分の次年度への繰越欄の件数及び面積に一致していること。</u> 7 <u>「工場・事業場用地の造成」欄の「(うち再生可能エネルギー発電設備)」欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備の用に供するものを同条第4項に掲げる再生可能エネルギー源の区分ごとに記載すること。</u> <p>(様式Ⅱ) <u>変更許可処分実施状況</u></p> <p style="text-align: right;">年度 <u> </u> 地域振興局</p> <p style="text-align: center;">(単位 件数：件、面積：ha)</p>

改正案	現 行
<p>表 略</p> <p>(注) 1 略</p> <p>(様式Ⅱ) 許可条件履行状況調査実施状況 年度 地域振興局 (単位 件数：件、回数：回、面積：ha)</p> <p>表 略 修正</p> <p>(注)</p> <p>1 件数欄には、調査の対象とした開発行為の件数を記載すること。</p> <p>2 回数欄には、調査を行った総延べ回数を記載すること。</p> <p>3 面積欄には、開発行為に係る森林の面積を裸書で、また、対象森林の面積を()で記載すること。なお、この場合、中間調査欄については、調査を行った区域に係る延べ面積をそれぞれ記載すること。</p> <p>4 面積欄の数値は、1件ごとに小数第2位を四捨五入して計上すること。</p> <p>5 中間調査欄には、分割完了確認調査及び全体完了確認調査以外の許可条件履行状況調査を行ったものについて記載すること。</p> <p>6 分割完了確認調査欄には、開発行為が部分的(工区分されている場合の工区等)に完了したものについて、実際に完了を確認したものだけを記載すること。</p> <p>7 全体完了確認調査欄には、開発行為が最終的に完了したものについて、実際に完了を確認したものだけを記載すること。</p> <p>8 再生可能エネルギー発電設備欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備の用に供するものを同条第3項に掲げる再生可能エネルギー源の区分ごとに記載すること。</p> <p>(様式Ⅲ) 違反行為に対して講じた措置の状況 年度 地域振興局 (単位 件数：件、回数：回、面積：ha)</p> <p>表 略 修正</p> <p>(注)</p> <p>1 開発行為の目的は違反行為に係る開発行為の目的を、別紙1の区分により記載し、その件数を計上すること。</p>	<p>表 略</p> <p>(注) 1 略</p> <p>(様式Ⅲ) 許可条件履行状況調査実施状況 年度 地域振興局 (単位 件数：件、回数：回、面積：ha)</p> <p>表 略</p> <p>(注) 1 用紙の大きさは日本産業規格A4判とすること。</p> <p>2 件数欄には、調査の対象とした開発行為の件数を記載すること。</p> <p>3 回数欄には、調査を行った総延べ回数を記載すること。</p> <p>4 面積欄には、開発行為に係る森林の面積を裸書で、また、対象森林の面積を()で記載すること。なお、この場合、中間調査欄については、調査を行った区域に係る延べ面積をそれぞれ記載すること。</p> <p>5 面積欄の数値は、1件ごとに少数第1位を四捨五入し、整数止めとして計上すること。</p> <p>6 中間調査欄には、分割完了確認調査及び全体完了確認調査以外の許可条件履行状況調査を行ったものについて記載すること。</p> <p>7 分割完了確認調査欄には、開発行為が部分的(工区分されている場合の工区等)に完了したものについて、実際に完了を確認したものだけを記載すること。</p> <p>8 全体完了確認調査欄には、開発行為が最終的に完了したものについて、実際に完了を確認したものだけを記載すること。</p> <p>9 「工場・事業場用地の造成」欄の「(うち再生可能エネルギー発電設備)」欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備の用に供するものを同条第4項に掲げる再生可能エネルギー源の区分ごとに記載すること。</p> <p>(様式Ⅳ) 違反行為に対して講じた措置の状況 年度 地域振興局 (単位 件数：件、面積：ha)</p> <p>表 略</p> <p>(注) 1 用紙の大きさは日本産業規格A4判とすること。</p> <p>2 開発行為の目的は違反行為に係る開発行為の目的を、様式Ⅰ又は様式Ⅱの区分により記載し、その件数を()で計上すること。</p>

改正案	現行
<p>2 違反行為の種類欄には、無許可、条件違反及び偽りその他不正な手段による許可の3種類の区分を開発行為の目的ごとに記載すること。</p> <p>3 是正措置別件数欄には、同一違反行為に係る是正措置が2以上にわたる場合であっても、そのすべてを計上すること。</p> <p>4 その他欄には、行政指導等の措置の件数を記載すること。</p> <p>5 再生可能エネルギー発電設備欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備の用に供するものを同条第3項に掲げる再生可能エネルギー源の区分ごとに記載すること。</p>	<p>3 違反行為の種類には、無許可、条件違反及び偽りその他不正な手段による許可の3種類の区分を開発行為の目的ごとに記載すること</p> <p>4 是正措置別件数欄には、同一違反行為に係る是正措置が2以上にわたる場合であっても、そのすべてを計上すること。</p> <p>5 その他欄には、行政指導等の措置の件数を記載すること。</p> <p>6 「工場・事業場用地の造成」欄の「（うち再生可能エネルギー発電設備）」欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備の用に供するものを同条第4項に掲げる再生可能エネルギー源の区分ごとに記載すること。</p>
<p>（様式Ⅳ） 許可制が適用されない開発行為についての連絡調整の状況</p> <p style="text-align: center;">年度 地域振興局</p> <p style="text-align: center;">（単位 件数：件、面積：ha、発電容量：kw）</p>	<p>（様式Ⅴ） 許可制が適用されない開発行為についての連絡調整の状況</p> <p style="text-align: center;">年度 地域振興局</p> <p style="text-align: center;">（単位 件数：件、面積：ha）</p>
<p>表 略 修 正</p>	<p>表 略</p>
<p>（注）</p>	<p>（注） 1 用紙の大きさは日本産業規格A4判とすること。</p>
<p>1 許可案件毎に記載し、「新規・変更の別」には新規許可案件の場合は「新規」、変更許可案件の場合は「変更」と記載すること。</p> <p>2 年度をまたがって調整しているものは、調整を了した時点の年度において記載すること。</p> <p>3 区分欄には、国又は地方公共団体が行うものは「1」を、森林法施行規則第5条に定められた事業の実行として行うものは「2」を記載すること。</p> <p>4 国又は地方公共団体には、国又は地方公共団体とみなされる公社、公団等を含めること。</p> <p>5 開発行為の目的は別紙表2から選択すること。なお、1件の開発行為で多目的のものは、主要目的の1件の開発行為として記載すること。</p> <p>6 面積及び発電容量の数値は1件ごとに小数第2位を四捨五入して計上し、発電容量の数値は1件ごと小数第1位を四捨五入し整数止めとして計上すること。</p> <p>7 面積は、対象森林の面積及び開発行為に係る森林の面積を記載すること。</p> <p>8 「再生可能エネルギー発電設備」欄は、開発行為の目的が再生可能エネルギー発電設備の場合のみ記載すること。</p> <p>9 発電容量は申請時点の予定値でかまわない。</p> <p>10 FITの設備認定を受けたものである場合、FIT認定欄に○を記載すること。</p> <p>11 風力基数のうち、一部がFIT認定外の場合は備考欄にその旨記載すること。</p>	<p>2 面積欄には、開発行為に係る森林の面積を裸書で、また、対象森林の面積を（ ）でそれぞれ記載すること。なお、数値は1件ごとに少数第4位まで記載する。</p> <p>3 1件の開発行為で多目的のものは、主要目的1件の開発行為として記載すること。</p> <p>4 年度をまたがって調整しているものは、調整を了した時点の年度において記載すること。</p> <p>5 国又は地方公共団体には、国又は地方公共団体とみなされる公社、公団を含めること。</p> <p>6 「工場・事業場用地の造成」欄の「（うち再生可能エネルギー発電設備）」欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備の用に供するものを同条第4項に掲げる再生可能エネルギー源の区分ごとに記載すること。</p>

改正案	現行
<p>12 再生可能エネルギー発電設備に係る開発の内、事業実施主体が、居住地が海外にある外国法人又は外国人と思われる者はA、その他外資系企業※と思われる者はBを記載すること。</p> <p>※「外資系企業」とは、国外居住者若しくは外国法人による出資比率又は国外居住者の役員の比率が過半数を占める法人を指す。</p> <p>13 計画の変更に係るものは、対象森林及び開発行為に係る森林のそれぞれについて変更によって生ずる差引増減面積を記載するとともに、発電容量について差引増減要領を記載する。</p> <p>別紙 表1（様式I） 表2（様式IV） 表略 (注)</p>	<p>(新設)</p>
<p>再生可能エネルギー発電設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備の用に供するものを同条第3項に掲げる再生可能エネルギー源の区分ごとに記載する。</p> <p>(様式V) 変更許可面積増減内訳</p> <p>年度 地域振興局 (単位 件数：件、面積：ha)</p> <p>表略 修正 (注) 1～6 略</p> <p>7 再生可能エネルギー発電設備欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備の用に供するものを同条第3項に掲げる再生可能エネルギー源の区分ごとに記載すること。</p>	<p>(様式VI) 変更許可面積増減内訳</p> <p>年度 地域振興局 (単位 件数：件、面積：ha)</p> <p>表略 (注) 1～6 略</p> <p>7 「工場・事業場用地の造成」欄の「（うち再生可能エネルギー発電設備）」欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備の用に供するものを同条第4項に掲げる再生可能エネルギー源の区分ごとに記載すること。</p>
<p>(様式VI) 廃止届の受理状況</p> <p>年度 地域振興局 (単位 件数：件、面積：ha)</p> <p>表略 修正 (注) 1～3 略</p>	<p>(様式VII) 廃止届の受理状況</p> <p>年度 地域振興局 (単位 件数：件、面積：ha)</p> <p>表略 (注) 1～3 略</p>

改正案	現行
<p>4 再生可能エネルギー発電設備欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備の用に供するものを同条第3項に掲げる再生可能エネルギー源の区分ごとに記載すること。</p>	<p>4 「工場・事業場用地の造成」欄の「（うち再生可能エネルギー発電設備）」欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備の用に供するものを同条第4項に掲げる再生可能エネルギー源の区分ごとに記載すること。</p>
<p>(様式VII) 新規許可・変更許可・連絡調整内訳表</p> <p style="text-align: center;">年度 地域振興局 (単位 面積：ha)</p> <p>表 略</p>	<p>(様式VIII) 新規許可・変更許可・連絡調整内訳表</p> <p style="text-align: center;">年度 地域振興局 (単位 面積：ha)</p> <p>表 略</p>
<p>(注) 1 様式I及びIVについて、1件ごとに内訳を記載する。 2～4 略</p> <p>5 再生可能エネルギー発電設備欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備の用に供するものを同条第3項に掲げる再生可能エネルギー源の区分（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を括弧書きで記載すること。</p>	<p>注 1 様式I、II及びVについて、1件ごとに内訳を記載する。 2～4 略</p>
<p>(様式VIII) 林地開発許可に係る森林地理情報システム（森林GIS）更新報告表 略</p> <p>(様式第30号)～(様式第31号) 略</p> <p>(様式32号) 林地開発許可事務処理経過台帳調整 略</p> <p>完了年月日 完了届年月日 完了確認年月日 <u>完了確認結果通知年月日</u> 略</p>	<p>(様式IX) 林地開発許可に係る森林地理情報システム（森林GIS）更新報告表 略</p> <p>(様式第30号)～(様式第31号) 略</p> <p>(様式32号) 林地開発許可事務処理経過台帳調整 略</p> <p>完了年月日 完了届年月日 完了確認年月日 略</p>
<p>別記1 林地開発許可申請書等の審査要領</p> <p>I 略</p> <p>II 一般的事項</p> <p>1 計画内容の具体性 略</p> <p>2 森林の土地を使用する権利の取得 略</p> <p>備考 申請時は3分の2以上の同意書を添付。許可までには、全員の同</p>	<p>別記1 林地開発許可申請書等の審査要領</p> <p>I 略</p> <p>II 一般的事項</p> <p>1 計画内容の具体性 略</p> <p>2 森林の土地を使用する権利の取得 略</p> <p>備考 申請時は3分の2以上の同意書を添付。許可までには、全員の同</p>

改正案	現行
<p>意書を添付させること。 共有の場合は、権利者全員の同意が必要。<u>なお、全員の同意が困難な場合は、総会の議決による賃貸借契約（写し添付）でも可能とする。</u> 不動産登記簿により確認する。</p> <p>3～4 略</p> <p>5 資金関係 指導内容及び審査要領 事業の実施に必要な資金は、借入金、自己資金のいずれかに該当し、資金の調達方法が明らかにされ、かつ、事業の実施に必要な資金を確保することが確実であると判断できる資料が添付されているか。 <u>防災施設の整備に必要な資金について合わせて確認する。</u></p> <p>6 信用状況 法人の設立年月日、法人（会社等）の資本系列、資本額、取引対象、その他の調査方法による調査内容を総合して、当該事業者の信用度について判断する。 <u>防災施設の整備に必要な施工者の信用度について合わせて確認する。</u></p> <p>7～13 略</p> <p>Ⅲ～Ⅵ 略</p> <p>Ⅶ 環境保全 1 略 2 太陽光発電設備の設置を目的とした残置森林又は造成森林等の割合及び配置等は、「太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用及び指導指針」第3によること。 3～注) 略</p> <p>別記2 林地開発許可申請書の添付書類及び審査事項 書類番号 略 1 林地開発許可申請書 説明 略 1～3 略 4 開発行為の施工体制の欄には、開発行為の施工者を記載すると</p>	<p>意書を添付させること。 共有の場合は、権利者全員の同意が必要。</p> <p>不動産登記簿により確認する。</p> <p>3～4 略</p> <p>5 資金関係 指導内容及び審査要領 事業の実施に必要な資金は、借入金、自己資金のいずれかに該当し、資金の調達方法が明らかにされ、かつ、事業の実施に必要な資金を確保することが確実であると判断できる資料が添付されているか。</p> <p>6 信用状況 法人の設立年月日、法人（会社等）の資本系列、資本額、取引対象、その他の調査方法による調査内容を総合して、当該事業者の信用度について判断する。</p> <p>7～13 略</p> <p>Ⅲ～Ⅵ 略</p> <p>Ⅶ 環境保全 1 略 2 太陽光発電施設の設置を目的とした残置森林又は造成森林等の割合及び配置等は、「太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用及び指導指針」第3によること。 3～注) 略</p> <p>別記2 林地開発許可申請書の添付書類及び審査事項 書類番号 略 1 林地開発許可申請書 説明 略 1～3 略</p>

改正案	現行
<p><u>ともに、その施工者に防災施設を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施工者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>審査事項 1 様式の適否 2 <u>申請者及び施工者の住所及び氏名</u> 3～7 略</p> <p>2 開発計画概要書 説明 1～2 (13) 2 (14) <u>開発計画区域周辺の被災履歴</u> 15) <u>施工者の施工実績（林地開発に係る実績を任意様式で添付する。）</u></p> <p>3～6 略</p> <p>7 資金計画書 説明 1～2 略 3 <u>事業実施に必要な信用があることを明らかにした書類を添付すること。</u> (1) <u>納税証明書、事業経歴書を添付する。</u> (2) <u>法人にあっては、定款その他の基本約款を記載した書類を添付する。</u> (3) <u>個人にあっては、住民票等を添付する。</u></p> <p>4 <u>防災施設の整備に必要な信用があることを明らかにした書類を添付する。</u> (1) <u>建設業法許可書を添付する。</u> (2) <u>職員数、主な役員・技術者名等を示す事業実施体制の書類を添付する。</u></p> <p>審査事項 1～6 略 7 <u>納税証明書、事業経歴書の添付の有無</u> 8 <u>定款その他の基本約款を記載した書類、住民票等の添付の有無</u> 9 <u>建設業法許可書、事業実施対象の書類の添付</u></p> <p>8 略</p>	<p>審査事項 1 様式の適否 2 <u>申請者の住所及び氏名</u> 3～7 略</p> <p>2 開発計画概要書 説明 1～2 (13)</p> <p>3～6 略</p> <p>7 資金計画書 説明 1～2 略</p> <p>審査事項 1～6 略</p> <p>8 略</p>

改正案	現行
<p>9 防災（代替）施設計画書 説明 1～4 略 <u>5 開発行為の完了後においても整備した防災施設等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時に巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにする。</u></p> <p>10 略</p> <p>11 環境保全計画書 説明 1～2 略 3 (1)～(2) 略 <u>(3) 森林の持つ公益的機能が発揮できるような維持管理方法を明らかにする。疎林となっている箇所は中、大苗木の植栽を検討すること。</u> 4～5 略</p> <p>12 略</p> <p>13 土地所有者等の同意書 審査事項 1～5 略 6 共有地の同意の有無（全員の同意を得ているか）、<u>なお、全員の同意が困難な場合は、総会の議決による賃貸借契約（写し添付）でも可</u> 7 略</p> <p>14～18 略</p> <p>19 区域図 説明 1 縮尺 1/500～1/5,000 2 実測図をもとに作成する。 <u>3 森林の区域を確認するため、地域森林計画図を重ね合わせた図面を作成する。</u> <u>4 明示事項 略</u></p> <p>20～35 略</p> <p>別記3 環境保全（残置又は造成する森林（緑地）の維持管理等）に関する協定書（例） 略</p>	<p>9 防災（代替）施設計画書 説明 1～4 略</p> <p>10 略</p> <p>11 環境保全計画書 説明 1～2 略 3 (1)～(2) 略</p> <p>4～5 略</p> <p>12 略</p> <p>13 土地所有者等の同意書 審査事項 1～5 略 6 共有地の同意の有無（全員の同意を得ているか）</p> <p>7 略</p> <p>14～18 略</p> <p>19 区域図 説明 1 縮尺 1/500～1/5,000 2 実測図をもとに作成する。</p> <p><u>3 明示事項 略</u></p> <p>20～35 略</p> <p>別記3 環境保全（残置又は造成する森林（緑地）の維持管理等）に関する協定書（例） 略</p>

改正案	現行
<p>別記4 林地開発行為許可条件例 以下の条件に従って、開発行為が行われない場合には、この許可を取り消すことがある。</p> <p>1 必須条件例</p> <p>(1) 開発行為に着手したときは、着手した日から15日以内に許可権者に届け出ること。</p> <p>(2) 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。</p> <p><u>(3) 開発行為の施工中は、工事現場の見やすい場所に林地開発許可済標識を掲示すること。</u></p> <p>(4) 県の職員が、開発行為の施工状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。</p> <p>(5) 開発行為を完了したときは、15日以内に許可権者に届け出ること。また、県の職員が、施工結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。</p> <p>(6) 開発行為を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ許可権者に届け出るほか、許可権者の指示に従い、防災措置を講ずること。また、県の職員が、実施結果の確認を行う場合は、これを拒否しないこと。</p> <p>(7) 開発行為に係る土地の権利の譲渡を行うときは、あらかじめ許可権者に届け出ること。また、当該地位を取得した者は取得した日から15日以内に、許可権者に届け出ること。</p> <p>(8) 開発行為の施工状況について、9月30日及び3月31日における施工の状況を翌月の15日までに許可権者に報告すること。</p> <p><u>(9) 開発行為の計画を変更するときは、あらかじめ変更の手続きを行うこと。</u></p> <p><u>(10) 開発行為の施工中に、災害が発生した場合は、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく許可権者に届け出ること。また、切土、盛土又は捨土は、下流に対する安全を確認したうえで行うこと。</u></p> <p>(11) えん堤、洪水調節池、沈砂池等の防災施設の設置を先行することとし、<u>主要な防災施設の設置が完了し、県の職員が確認を行うまでの間は他の開発行為を行わないこと。</u></p> <p><u>(12) 配置計画の関係上、防災施設の一部を開発目的に係る工作物等と並行して施工する場合であっても、周辺地域の安全性が確保できるよう本設のものと同程度の機能をもつ仮設の防災施設を適切な箇所に設置するなど、</u></p>	<p>別記4 林地開発行為許可条件例 以下の条件に従って、開発行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがある。</p> <p>1 必須条件例</p> <p>(1) 開発行為に着手したときは、着手した日から15日以内に許可権者に届け出ること。</p> <p>(2) 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。</p> <p>(3) 県の職員が、開発行為の施工状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。</p> <p>(4) 開発行為を完了したときは、15日以内に許可権者に届け出ること。また、県の職員が、施工結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。</p> <p>(5) 開発行為を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ許可権者に届け出るほか、許可権者の指示に従い、防災措置を講ずること。また、県の職員が、実施結果の確認を行う場合は、これを拒否しないこと。</p> <p>(6) 開発行為に係る土地の権利の譲渡を行うときは、あらかじめ許可権者に届け出ること。また、当該地位を取得した者は取得した日から15日以内に、許可権者に届け出ること。</p> <p><u>(7) 開発行為の施工中に、災害が発生した場合は、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく許可権者に届け出ること。</u></p> <p><u>(8) 開発行為の計画を変更するときは、あらかじめ変更の手続きを行うこと。</u></p> <p>(9) えん堤、貯水池、沈砂池等の防災施設の設置を先行し、切土、盛土又は捨土は、下流に対する安全を確認したうえで行うこと。</p>

改正案	現行
<p><u>施工地全体の安全性を担保すること。</u></p> <p><u>(13) 排水施設、洪水調節池、沈砂池等の機能維持のため、開発行為の施工中に当該施設に堆積した土砂の撤去等の適切な維持管理を行うこと。</u></p> <p><u>(14) 開発行為の状況に応じ、施工中埋設する工作物については視認できる期間中に許可権者の確認を受けること。</u></p> <p>2 案件に応じた条件例</p> <p>(1) 開発行為の完了確認時まで、残置し又は造成する森林又は緑地につき権原を有していることを証する書類を提出すること。</p> <p>(2) 切土、盛土又は捨土は、強雨時、台風襲来時又は融雪時には行わないこと。また、強雨時、台風襲来時又は融雪時には、施工途中の切土、盛土又は捨土が流出又は崩壊しないように、流出及び崩壊の防止措置を講ずること。</p> <p>(3) 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりか生じないように、杭打ち等を行うこと。</p> <p><u>(4) 切土、盛土箇所に湧水がある場合は、切土又は盛土が崩壊又は流出しないよう必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>(5) 盛土及び捨土は、十分締固めを行うこと。</u></p> <p><u>(6) 開発区域内の雨水及び土砂は、洪水調整池に誘導し、外部に流出しないよう必要な措置を講じておくこと。</u></p> <p><u>(7) 法面上又は法肩付近の不安定な岩塊、土塊、樹根等は除去すること。</u></p> <p><u>(8) 法面の緑化及び樹木の植栽は、適期に行うこと。</u></p> <p><u>(9) 利用後は、スギを1ヘクタール当たり3,000本以上植栽すること。</u></p> <p><u>(10) 付替道路の設置は、2月末までに完成すること。</u></p> <p><u>(11) 資力及び信用を証する書類について、申請時に、事業者の資金計画書及び金融機関からの関心表明書等を提出した場合、着手前に融資証明書を提出すること。</u></p> <p><u>(12) 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類について、申請時に、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等を提出した場合、着手前に必要な書類を提出すること。</u></p> <p><u>(13) 工事中、埋没する工作物（部分的に埋没する場合も含む）については、数量が判明できるように、状況写真を撮り、確認調査の際、提出すること。</u></p> <p><u>(14) コンクリート工事に関するデータ等を、整備しておくこと。</u></p> <p><u>(15) 排水施設の勾配を変える必要がある場合は、流量計算をやり直しあら</u></p>	<p>現行</p> <p>2 案件に応じた条件例</p> <p>(1) 開発行為の完了確認時まで、残置し又は造成する森林又は緑地につき権原を有していることを証する書類を提出すること。</p> <p>(2) 切土、盛土又は捨土は、強雨時、台風襲来時又は融雪時には行わないこと。また、強雨時、台風襲来時又は融雪時には、施工途中の切土、盛土又は捨土が流出又は崩壊しないように、流出及び崩壊の防止措置を講ずること。</p> <p>(3) 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりか生じないように杭打ち等を行うこと。</p> <p><u>(4) 盛土及び捨土は、十分締固めを行うこと。</u></p> <p><u>(5) 法面上又は法肩付近の不安定な岩塊、土塊、樹根等は除去すること。</u></p> <p><u>(7) 法面の緑化及び樹木の植栽は、適期に行うこと。</u></p> <p><u>(6) 工事中、埋没する工作物（部分的に埋没する場合も含む）については、数量が判明できるように、状況写真を撮り、確認調査の際、提出すること。</u></p> <p><u>(8) コンクリート工事に関するデータ等を、整備しておくこと。</u></p>

改正案	現行
<p><u>かじめ変更の手続きを行うこと。</u></p> <p>(16) <u>開発行為の施工中に、遺構、遺物が出土した場合は、遅滞なく許可権者に届け出ること。</u></p> <p>(17) <u>工事車両による粉塵、公道の破損・汚染の防止対策を十分に行い、万が一公道を破損等した場合は補修すること。</u></p> <p>(18) <u>公共物等破損した場合、公共物等の管理者へ連絡し、早急に修繕すること。</u></p> <p>(19) <u>交通安全（地元車両への配慮を含む。）を徹底すること。</u></p> <p>(20) <u>特別高圧線への系統接続について、必要な許認可を確実にし、地域への丁寧な説明を行うこと。なお、系統接続が実現できないと判断される場合は、この許可を取り消す場合がある。</u></p> <p>(21) <u>残置森林については、森林の持つ公益的機能が発揮できるよう、適切な維持管理に努めること。なお、速やかに残置する森林等の維持管理方法に関する協定を市町村と結び提出すること。残置森林とした区域で高木が存在しない又はかなりの疎林となっている箇所は、中又は大苗木を植栽すること。</u></p> <p>○表紙</p> <p style="text-align: center;">森林法に基づく</p> <p style="text-align: center;">林地開発許可申請の手引</p> <p style="text-align: center;">その2</p> <p style="text-align: center;">II 技術的細部基準</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">令和5年4月</p> <p style="text-align: center;">長野県林務部森林づくり推進課</p> <p>○その2</p> <p style="text-align: center;">開発許可に関する許可基準等の運用及び指導指針</p> <p>1 事業区域について</p> <p>略</p> <p>2 規制の対象となる開発行為</p> <p>(1) 開発許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他</p>	<p>(9) 開発行為の施工中に、遺構、遺物が出土した場合は、遅滞なく許可権者に届け出ること。</p> <p>○表紙</p> <p style="text-align: center;">森林法に基づく</p> <p style="text-align: center;">林地開発許可申請の手引</p> <p style="text-align: center;">その2</p> <p style="text-align: center;">II 技術的細部基準</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">令和3年4月</p> <p style="text-align: center;">長野県林務部森林づくり推進課</p> <p>○その2</p> <p style="text-align: center;">開発許可に関する許可基準等の運用及び指導指針</p> <p>1 事業区域について</p> <p>略</p> <p>2 規制の対象となる開発行為</p> <p>(1) 開発許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他</p>

改正案	現 行
<p>の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」である（法第10条の2第1項）。</p> <p>ア この「土地の形質を変更する行為」は、法第31条及び法第34条第2項の「土地の形質を変更する行為」と同一の内容である。</p> <p>イ 「森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模」は、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「令」という。）第2条の3において、「<u>法第10条の2第1項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。</u>」と定められ、同条各号において、<u>開発行為の目的別に規模が定められているが、これは、開発行為の目的に応じて、森林の有する公益的機能の維持に相当の影響を与えるものを規制するとともに、通常管理行為又はこれに類する軽易な行為は許可不要とする趣旨のものである。</u></p> <p>(ア) <u>同条各号の「土地の面積」は、開発行為の許可制の対象となる森林において実際に形質を変更する土地の面積であって、同条第1号の「道路の新設又は改築」にあっても単に路面の面積だけでなく法面等の面積を含むものである。</u> <u>なお、形質を変更する土地の周辺部に残置される森林の面積又は開発行為の許可制の対象外の土地における形質を変更する土地の面積は規模の算定には含まれない。</u></p> <p>(イ) <u>同条第1項の「専ら道路の新設又は改築を目的とする行為」には、一体とした開発行為のうち道路の新設又は改築以外を目的とする土地の形質の変更を含まない。</u></p> <p>(ウ) <u>同条第1項の「路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」のうち、「路肩部分」は路端から車道寄りの0.5メートルの幅の道路の部分を行い、「屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」はそれぞれの機能を維持するため必要最少限度のものをいう。</u></p> <p>(エ) <u>同条第2号の「太陽光発電設備の設置を目的とする行為」は、太陽光を電気に変換する設備の設置を目的とするものであって、当該設備に付帯</u></p>	<p>の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」である（法第10条の2第1項）。</p> <p>ア この「土地の形質を変更する行為」は、法第31条及び法第34条第2項の「土地の形質を変更する行為」と同一の内容である。</p> <p>イ <u>開発行為の規模は、この許可制の対象となる森林における土地の形質を変更する行為で、人格、時期、実施箇所の相違にかかわらず一体性を有するものの規模をいう。</u></p> <p>ウ 「森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模」は、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「令」という。）第2条の2の2に定められ、<u>開発行為の許可を要する開発行為は、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものにあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員が3メートルを超えるものであり、その他の行為にあつては土地の面積が1ヘクタールを超えるものであるが、これは森林の有する公益的機能の維持に相当の影響を与えるものを規制するとともに、通常管理行為又はこれに類する軽易な行為は許可不要とする趣旨のものである。</u></p> <p>(ア) <u>この「土地の面積」は、この許可制の対象となる森林において実際に形質を変更する土地の面積であつて、道路の新設又は改築にあつても単に路面の面積だけでなく法面等の面積を含むものである。</u> <u>なお、形質を変更する土地の周辺部に残置される森林の面積又はこの許可制の対象外の土地における形質を変更する土地の面積は規模の算定には含まれない。</u></p> <p>(イ) 「<u>専ら道路の新設又は改築を目的とする行為</u>」とは、<u>一体とした開発行為のうち道路の新設又は改築以外を目的とする土地の形質の変更を含まないものをいう。</u></p> <p>(ウ) 「<u>路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分</u>」のうち、「<u>路肩部分</u>」は路端から車道寄りの0.5メートルの幅の道路の部分を行い、「<u>屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分</u>」はそれぞれの機能を維持するため<u>必要最少限</u>のものをいう。</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>する設備の設置を目的とするものを含む。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>3 対象となる開発行為の一体性</p> <p>開発行為の規模は、開発行為の許可制の対象となる森林における土地の形質を変更する行為で、実施主体、実施時期又は実施箇所の相異にかかわらず一体性を有するものの規模をいい、総合的に判断する。</p> <p>(1) 開発行為の一体性に係る総合的な判断については、次に掲げる場合を目安に、それぞれの一体性の個々の状況に応じて判断するものとする。</p> <p>ア 実施主体の一体性</p> <p>個々の箇所の行為者の名称などの外形が異なる場合であっても、開発行為を行う会社間の資本や雇用等の経営状況のつながり、開発後の運営主体や施設等の管理者、同一森林所有者等による計画性等から同一の事業者が関わる開発行為と捉えられる場合</p> <p>イ 実施時期の一体性</p> <p>時期の重複又は連続があるなど個々の開発行為の時期（発電設備の場合は、個々の設備の整備時期や送電網への接続時期）からみて一連と捉えられる計画性がある場合</p> <p>ウ 実施箇所の一体性</p> <p>個々の事業で必要な工事用道路や排水施設等の設備が共用されている場合（共用を前提として整備することを計画している場合を含む。）や局所的な集水区域内で排水系統を同じくする場合</p> <p>(2) 太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とする開発の一体性の判断に当たっては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報を活用すること。</p>	<p>(2)～(3) 略</p> <p>(新設)</p>
<p>4 許可制の適用のない開発行為について</p> <p>(1) 「国又は地方公共団体が行なう場合」は、開発行為の許可制は適用されない（法第10条の2第1項第1号）。</p> <p>国及び地方公共団体並びに公団、公社等の行う開発行為が許可制の適用対象外としているのは、制度運用の当事者又は行政組織を通じ制度趣旨等が貫徹されるものであることによる。</p>	<p>3 許可制の適用のない開発行為について</p> <p>(1)</p> <p>国及び地方公共団体並びに公団、公社等の行う開発行為が許可制の適用対象外としているのは、制度運用の当事者又は行政組織を通じ制度趣旨等が貫徹されるものであることによる。これらが事業主体となる事案については民間事業者の模範となる適正な事業実施計画となるよう連絡調整段階で緊密な指導等を行うものとする。</p>

改正案	現行
<p>(2) 略</p> <p>(3) 「<u>森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合</u>」は、<u>開発行為の許可制は適用されない（法第10条の2第1項第3号）</u>。この事業は、<u>森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。）第5条に定められたとおりである。</u></p> <p>(4) (1) 及び (3) の場合であっても<u>法第10条の2第2項及び第2項の規定の趣旨に沿って開発行為が行われなければならない。</u> <u>国及び国とみなされる法人が開発行為を行おうとするときは、本制度の趣旨に即して行われるよう、あらかじめ連絡調整するものとする。</u> <u>県が開発行為を行うに当たっては、林務部局と事業実施担当部局との間で連絡調整を密接に行うものとする。</u> <u>県以外の地方公共団体及び当該地方公共団体とみなされる法人が開発行為を行おうとするときは、あらかじめ連絡調整をするよう周知するとともに、許可基準の内容等を提示し、それらが事業主体となる事案については、民間事業者の模範となるよう、許可基準に則った適正な事業実施計画とすることについて連絡調整段階で密接な指導等を行うものとする。</u> <u>また、規則第5条の事業を実施しようとするときにあっても、当該事業を実施しようとする者が、あらかじめ連絡調整をするものとする。</u></p>	<p>(2) 略</p> <p>(新設)</p>
<p>5 <u>開発行為の許可基準</u></p> <p><u>法第10条の2第2項において、「都道府県知事は、法第10条の2第1項の許可の申請があった場合において、同条第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない」ものとしているが、これは同項各号のいずれかに該当すると認められる場合に限り許可しないという趣旨のものである。</u></p> <p>(1) ～ (6) 略</p>	<p>4 <u>許可基準</u></p> <p><u>「都道府県知事は、法第10条の2第1項の許可の申請があった場合において、同条第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない」ものとしている（法第10条の2第2項）が、これは同項各号のいずれかに該当すると認められる場合に限り許可しないという趣旨のものである。</u></p> <p>(1) ～ (6) 略</p>
<p>6 <u>残置森林（造成森林を含む）面積等</u> 略</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適當であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。</u></p>	<p>5 <u>残置森林（造成森林を含む）面積等</u> 略</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(新設)</p>

改正案	現 行
<p>(5) 開発行為の目的等について</p> <p>ア 別荘地とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集团的に設置しようとする土地を指すものとする。</p> <p>イ <u>ゴルフ場とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であつても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取扱うものとする。</u></p> <p>ウ 宿泊施設等とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取扱うものとする。</p> <p>エ～キ 略</p> <p>ク 企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用する。</p> <p>ケ 1 事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに<u>区域区分</u>を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。</p> <p>この場合、残置森林等は区分された<u>区域</u>ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、工区界に所定の林帯幅の残置森林等を配置するものとする。</p>	<p>(4) 開発行為の目的等について</p> <p>ア 別荘地とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集团的に設置しようとする土地を指すものとする。</p> <p>イ <u>宿泊施設等とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取扱うものとする。</u></p> <p>ウ <u>ゴルフ場には、ミニゴルフ（ショートコース）場を含む。（パターゴルフ場は含まない）</u></p> <p>エ～キ 略</p> <p>ク 企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用する。</p> <p><u>道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であつて、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適當であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。</u></p> <p>ケ <u>鉄塔敷きは同一流域での開発が1ヘクタールを超えるものを除き、許可の対象外とする。</u></p> <p>(5) 1 事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに<u>工区分け</u>を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。</p> <p>この場合、残置森林等は区分された<u>工区</u>ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむを得ないと認められる場合には、工区界に所定の林帯幅の残置森林等を配置するものとする。</p>
<p>(6) <u>鉄塔敷きは同一流域での開発が1ヘクタールを超えるものを除き、許可の対象外とする。</u></p>	
<p>(7) 略</p>	<p>(6) 略</p>
<p>(8) 略</p>	<p>(7) 略</p>
<p>(9) 略</p>	<p>(8) 略</p>
<p>(10) 略</p>	<p>(9) 略</p>
<p>(11) 略</p>	<p>(10) 略</p>

改正案	現行
(12) <u>ゲレンデ等とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、</u>	(新設)
<u>リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。</u>	
(13) 略	(11) 略
(14) 略	(12) 略
(15) 略	(13) 略
7 開発行為の許可に係る申請	(新設)
<u>規則第4条において、開発行為の許可を受けようとする者は、申請書に必要な書類を添え、都道府県知事に提出しなければならないとされているが、許可を受けた開発行為について計画変更を行う場合は、再度これと同様の手続を経ることが必要である。</u>	
8 開発行為の許可の審査等	6 許可の審査等
(1) 開発行為の許可の申請があった場合には、原則として現地調査を行うことにより当該開発行為が与える影響を適確に <u>審査</u> するものとする。	(1) 開発行為の許可の申請があった場合には、原則として現地調査を行うことにより当該開発行為が与える影響を適確に <u>判断</u> するものとする。
(2)～(3) 略	(2)～(3) 略
(4) 略	(5) 略
(5) 略	(6) 略
<u>(6) 許可した開発行為が申請書及び添付書類の記載内容並びに許可に付した条件に従って行われているか否かにつき開発行為の施工中において必要に応じ調査を行うとともに、その開発行為の完了後において速やかに完了確認を行うものとする。また、緑化等の措置後から効果を発揮するまでに時間を要する措置については、その効果が発揮されないおそれがある場合、施工時期に応じ、その状況を調査した上で完了確認を行うものとする。</u>	(7) 許可した開発行為が申請書及び添付書類の記載内容並びに許可に付した条件に従って行われているか否かにつき開発行為の施工中において必要に応じ調査を行うとともに、その開発行為の完了後において速やかに完了確認を行うものとする。
(7) 完了後の変更については、 <u>要領38に従い、変更許可申請又は変更届を提出するように指導する。</u>	(8) 完了後の変更については、 <u>要領38の区分に従い、変更許可又は変更届を提出するように指導する。</u>
この場合において、残置森林等の面積に影響を及ぼす場合には、変更協定を締結するよう指導する。	この場合において、残置森林等の面積に影響を及ぼす場合には、変更協定を締結するよう指導する。
9 許可の条件	7 許可の条件
<u>法第10条の2第1項の許可には、条件を附することができることとしている(法第10条の2第4項)が、その内容は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のもので、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとならないものに限られる(法第10条の2第5項)。</u>	法第10条の2第1項の許可には、条件を <u>付</u> することができることとされた(法第10条の2第4項)が、その内容は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のもので、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとならないものに限られる(法第10条の2第5項)。
略	略
10 森林審議会及び関係市町村長の意見	(新規)

改正案	現行
<p><u>開発行為の許可をしようとするときは、森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならないこととしている（法第10条の2第6項）が、これは、開発行為に伴う当該森林の有する公益的機能の低下がどのような影響を及ぼすかの技術的、専門的判断を適正に行うとともに、地域住民の意向を十分に反映した適正な判断を行うためである。</u></p>	
<p>11 監督処分 (1)～(2) 略</p>	<p>8 監督処分 (1)～(2) 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>平成4年6月8日付 長野県告示第421号 別紙1 表1 開発行為の残置森林等 略</p>	<p>平成4年6月8日付 長野県告示第421号 別紙1 表1 開発行為の残置森林等 略</p>
<p>注) 太陽光発電設備の設置を目的とした残置森林又は造成森林等の割合及び配置等は、「太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為の許可基準等の運用及び指導指針」第3によること。</p>	<p>注) 太陽光発電<u>施設</u>の設置を目的とした残置森林又は造成森林等の割合及び配置等は、「太陽光発電<u>施設</u>の設置を目的とした開発行為の許可基準等の運用及び指導指針」第3によること。</p>
<p>表2 略</p>	<p>表2 略</p>
<p>太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為の許可基準等の運用及び指導指針政令第2条の3に規定する開発行為の許可対象となる開発行為の規模のうち、<u>太陽光発電設備の設置を目的とする行為については、切土又は盛土をほとんど行わなくても現地形に沿った設置が可能であるなど、他の目的に係る開発行為とは異なる特殊性が見受けられる。これを踏まえ、当該目的に係る開発行為の許可に当たって、次に掲げる事項に基づき適正かつ円滑に実施すること。</u></p>	<p>太陽光発電<u>施設</u>の設置を目的とした開発行為の許可基準等の運用及び指導指針</p>
<p>第1 別記1「林地開発許可申請等の審査要領（以下「審査要領」という。）IIの10関係事項（事業終了後の措置について）</p>	<p>第1 別記1「林地開発許可申請等の審査要領（以下「審査要領」という。）IIの10関係事項（事業終了後の措置について）</p>
<p>略 以上の措置は、太陽光発電設備に係る開発区域が太陽光発電事業終了後に原状回復等したときに、当該区域の地域森林計画対象森林への再編入を検討することをあらかじめ考慮して行うものとする。</p>	<p>略 以上の措置は、太陽光発電<u>施設</u>に係る開発区域が太陽光発電事業終了後に原状回復等したときに、当該区域の地域森林計画対象森林への再編入を検討することをあらかじめ考慮して行うものとする。</p>
<p>第2 審査要領Ⅲ関係事項 1 審査要領Ⅲの1関係事項（自然斜面への設置について） 開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土</p>	<p>第2 審査要領Ⅲ関係事項 1 審査要領Ⅲの1関係事項（自然斜面への設置について） 開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土</p>

改正案	現行
<p>砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、<u>擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。</u></p> <p>略なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、<u>排水施設等の適切な防災施設を設置することとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>第3 審査要領Ⅱの13及びⅦ関係事項（残置し、若しくは造成する森林又は緑地について）</p> <p>開発行為をしようとする森林の区域に残置し、若しくは造成する森林又は緑地の面積の、事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。）内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電設備の設置である場合は、「開発許可に関する許可基準等の運用及び指導指針」別紙1表1によらず、以下の表のとおりとする。</p> <p>開発行為の目的 太陽光発電設備の設置</p> <p>第4 その他配慮事項</p> <p>このほか、以下の事項について配慮することとする。</p> <p>1 住民説明会の実施等について</p> <p>太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましい。</p> <p>特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うことが望ましい。</p>	<p>砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであることを原則とした上で、太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置することとする。ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置することとする。</p> <p>なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置することとする。</p> <p>2 略</p> <p>第3 審査要領Ⅱの13及びⅦ関係事項（残置し、若しくは造成する森林又は緑地について）</p> <p>開発行為をしようとする森林の区域に残置し、若しくは造成する森林又は緑地の面積の、事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。）内の森林面積に対する割合及び森林の配置等は、開発行為の目的が太陽光発電施設の設置である場合は、「開発許可に関する許可基準等の運用及び指導指針」別紙1表1によらず、以下の表のとおりとする。</p> <p>開発行為の目的 太陽光発電施設の設置</p> <p>第4 その他配慮事項</p> <p>このほか、以下の事項について配慮することとする。</p> <p>1 住民説明会の実施等について</p> <p>太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましい。</p> <p>特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うことが望ましい。</p>

改正案	現行
<p>このため、当該林地開発許可の審査に当たり、以上の取組の実施状況について確認することとする。</p> <p>2 景観への配慮について</p> <p>太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあつては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮することが望ましい。</p> <p>略</p> <p>3 地域の合意形成等を目的とした制度との連携について</p> <p><u>太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する法律（平成25 年法律第81 号）や、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10 年法律第117 号）において、林地開発許可制度を含めた法令手続の特例と併せて、地域での計画策定と事業実施に当たって協議会での合意形成の促進が措置されている。</u></p> <p><u>このため、太陽光発電設備の設置を目的とする林地開発に係る許可申請の相談があつた際には、これらの枠組みを活用し協議会等を通じて地域との合意形成を図るよう、必要に応じて申請者に促すこととする。</u></p>	<p>このため、当該林地開発許可の審査に当たり、以上の取組の実施状況について確認することとする。</p> <p>2 景観への配慮について</p> <p>太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあつては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮することが望ましい。</p> <p>略</p> <p>(新設)</p>
<p>開発事業に関する技術的細部基準</p> <p>1 開発事業に関する技術的指導指針</p> <p>第1 目的</p> <p>略</p> <p>第2 一般的基準</p> <p>1 略</p> <p>2 施設等細部構造基準</p> <p>第1 土工</p> <p>1 土工量</p> <p>略</p> <p>5 その他</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>1 開発事業に関する技術的指導指針</p> <p>第1 目的</p> <p>略</p> <p>第2 一般的基準</p> <p>1 略</p> <p>2 施設等細部構造基準</p> <p>第1 土工</p> <p>1 土工量</p> <p>略</p> <p>5 その他</p> <p>(1)～(4) 略</p>

改正案	現 行
<p>(5) <u>盛土の一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。</u></p>	<p>(5) <u>土のまきだし厚さは、30cm程度を標準とする。</u></p>
<p>(6)～(7) 略</p>	<p>(6)～(7) 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>第3 排水施設</p>	<p>第3 排水施設</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>1 雨水流出量</p>	<p>1 雨水流出量</p>
<p>1) 略</p>	<p>1) 略</p>
<p>2) 設計雨量強度</p>	<p>2) 設計雨量強度</p>
<p>ア 確率年</p>	<p>ア 確率年</p>
<p>開発対象区域内の排水施設の計画規模は10年確率を採用するものとするが、<u>残流域を有する溪流が計画地内を通過する場合の溪流に設置する施設の計画規模、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合及び水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号の口又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合の施設の計画規模は、30年確率を採用するものとする。</u></p>	<p>開発対象区域内の排水施設の計画規模は10年確率を採用するものとするが、<u>残流域を有する溪流が計画地内を通過する場合の溪流に設置する施設の計画規模は30年確率を採用するものとする。</u></p>
<p>イ 略</p>	<p>イ 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>4 排水施設（管渠）の構造及び設計</p>	<p>4 排水施設（管渠）の構造及び設計</p>
<p>1) ～7) 略</p>	<p>1) ～7) 略</p>
<p>8) <u>放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>第4 防災施設</p>	<p>第4 防災施設</p>
<p>1～4 略</p>	<p>1～4 略</p>
<p>5 洪水調節</p>	<p>5 洪水調節</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(3) 調節池の洪水調節方式 原則として、<u>自然放流方式とする。やむを得ず浸透型施設として整備す</u></p>	<p>(3) 調節池の洪水調節方式 原則として、<u>自然放流方式とする。</u></p>

改正案	現 行
<p><u>る場合については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。</u></p> <p>(4)～(15) 略</p> <p>(16) 放流管 略</p> <p>(1) 口孔（オリフィス）の設計 略</p> $Q = C \cdot B L \cdot D L \sqrt{2g} (H - HL - 0.5DL)$ <p>C：流量係数 C = <u>0.85</u>～<u>0.95</u>・・・ベルマウスを有するとき C = <u>0.60</u>～<u>0.80</u>・・・ベルマウスを有しないとき <u>※ベルマウスとは釣鐘状の管路流入形状をいう。</u></p> <p>略</p>	<p>16) 放流管 略</p> <p>(1) 口孔（オリフィス）の設計 略</p> $Q = C \cdot B L \cdot D L \sqrt{2g} (H - HL - 0.5DL)$ <p>C：流量係数 C = <u>0.85</u>～<u>0.90</u>・・・ベルマウスを有するとき C = <u>0.6</u>・・・ベルマウスを有しないとき</p> <p>略</p>